

3つのプランと健康支援サービスで、中小企業の福利厚生をフルサポート

# 医療総合保障共済

- ミニ医療共済・がん共済  
しっかり医療ガード

選べる3つのプラン

- 組合員に負担をかけない

安心の掛金

- 健康相談と専門医の手配・ご紹介

健康支援サービス



全日本火災共済協同組合連合会



● ミニ医療共済・がん共済  
しっかり医療ガード

## 選べる3つのプラン

選べるプラン①

### ミニ医療共済



傷害・疾病入院



傷害・疾病手術



葬祭費用

けがや病気による入院・手術保障のみのシンプルなプラン。お手頃な掛金で最長365日の入院保障が受けられます。また、けがや病気で死亡したとき、200万円を限度に葬祭費用の実費が支払われます。

ミニ医療共済の掛金とお支払い例

選べるプラン②

### がん共済



がん診断



がん入院



がん手術



がん退院後療養



がん通院



葬祭費用

高額にのぼるがん治療のための共済プランです。入院日数制限なしの入院保障をはじめ、診断から手術、退院後療養、通院まで保障。また、がんに限らず、けがや病気で死亡したとき、200万円を限度に葬祭費用の実費が支払われます。

がん共済の掛金とお支払い例

選べるプラン③

### しっかり医療ガード



傷害・疾病入院



傷害・疾病手術



重度入院一時金  
(D・E・Fタイプ)



退院後療養  
(D・E・Fタイプ)



がん診断



がん入院



がん手術



がん退院後療養



がん通院



がん特定手術  
(D・E・Fタイプ)



葬祭費用

(A・B・Cタイプはオプション)

ミニ医療共済とがん共済を併せ持つ内容に、さらに、充実の保障を加えたトータルプラン。がんの場合は、重複して共済金が支払われます。また、けがや病気で死亡したとき、200万円を限度に葬祭費用の実費が支払われます。

しっかり医療ガードの掛金とお支払い例

● 健康相談と専門医の手配・ご紹介

## 健康支援サービス

①24時間対応！フリーダイヤル健康相談

健康相談 医療相談 育児相談 介護相談 メンタルヘルス相談

病気や体調についてはもちろん、育児や介護、メンタルヘルスなど、健康生活に関するさまざまな問題について、ご相談をお受けしています。医師、保健師、看護師等、経験豊かな相談スタッフが、24時間年中無休で対応します。

②専門医の手配・紹介サービス

セカンドオピニオン 優秀専門臨床医の紹介

現在、診断を受けている方が、自分自身により適した治療方法を選択するために、主治医以外の医師（総合相談医）から面談でセカンドオピニオンをもらうことができるサービスです。また、セカンドオピニオンの結果、必要に応じて優秀専門臨床医をご紹介いたします。

ハロー健康クラブ24 \* 健康支援サービス①②は、提携会社であるティーバック株式会社がご提供いたします。  
\* 健康支援サービス②のご利用に関しては、制約・諸条件がございます。詳しくは、ご利用の際「ハロー健康クラブ24」よりご案内いたします。

通話料  
相談料  
無料

ぴったりのプランが選べるから、とっても安心！

● 組合員に負担をかけない

## 安心の掛金

中小企業のための共済だから、こんなに安心！

選べるプラン①

### ミニ医療共済

けがや病気による入院・手術保障のみのシンプルなプラン



44歳「MAタイプ」加入、  
けがで手術をし  
1年入院した場合

2,140円の月払掛金で  
2,430,000円の安心保障！

傷害入院 6,000円 × 365日 = 2,190,000円  
傷害手術 6,000円 × 40倍 = 240,000円

選べるプラン②

### がん共済

高額にのぼるがん治療のための共済プラン



44歳「GAタイプ」加入、  
がん根治手術をし1年入院、  
退院後45日通院した場合

1,710円の月払掛金で  
9,675,000円の安心保障！

がん診断 1,800,000円  
がん入院 18,000円 × 365日 = 6,570,000円  
がん手術 18,000円 × 40倍 = 720,000円  
がん退院後療養 180,000円  
がん通院 9,000円 × 45日 = 405,000円

選べるプラン③

### しっかり医療ガード

ミニ医療共済とがん共済を併せた大安心プラン

44歳「Dタイプ」加入、  
がんで胃の全摘手術をし1年入院、  
退院後45日通院した場合

4,430円の月払掛金で  
13,665,000円の安心保障！

疾病入院 6,000円 × 365日 = 2,190,000円  
疾病手術 6,000円 × 40倍 = 240,000円  
重度入院一時金 ※D・E・Fタイプのみお支払い 600,000円  
退院後療養 ※D・E・Fタイプのみお支払い 60,000円  
がん診断 1,800,000円  
がん入院 18,000円 × 365日 = 6,570,000円  
がん手術 18,000円 × 40倍 = 720,000円  
がん退院後療養 180,000円  
がん通院 9,000円 × 45日 = 405,000円  
がん特定手術 ※D・E・Fタイプのみお支払い 900,000円





3つのプランの月払共済掛金について

| 年齢     | 3つのプランのタイプ別月払共済掛金 |         |          |         |           |          |          |          |          |        |          |          |         |
|--------|-------------------|---------|----------|---------|-----------|----------|----------|----------|----------|--------|----------|----------|---------|
|        | ミニ医療共済            |         | がん共済     |         | しっかり医療ガード |          |          |          |          |        |          |          |         |
|        | MAタイプ             | MBタイプ   | GAタイプ    | GBタイプ   | Aタイプ      |          | Bタイプ     |          | Cタイプ     |        | Dタイプ     | Eタイプ     | Fタイプ    |
|        |                   |         |          |         | 葬祭費用なし    | 葬祭費用あり   | 葬祭費用なし   | 葬祭費用あり   | 葬祭費用なし   | 葬祭費用あり |          |          |         |
| 6～9歳   | 710円              | 490円    | 470円     | 320円    | 1,120円    | 1,150円   | 750円     | 780円     | 390円     | 420円   | 1,600円   | 1,070円   | 570円    |
| 10～14歳 | 720円              | 500円    | 610円     | 430円    | 1,250円    | 1,290円   | 850円     | 890円     | 430円     | 470円   | 1,740円   | 1,180円   | 620円    |
| 15～19歳 | 1,280円            | 890円    | 570円     | 420円    | 1,650円    | 1,750円   | 1,110円   | 1,210円   | 560円     | 660円   | 2,220円   | 1,530円   | 820円    |
| 20～24歳 | 1,490円            | 1,030円  | 440円     | 330円    | 1,710円    | 1,820円   | 1,140円   | 1,250円   | 580円     | 690円   | 2,330円   | 1,580円   | 860円    |
| 25～29歳 | 1,640円            | 1,130円  | 600円     | 440円    | 2,040円    | 2,140円   | 1,370円   | 1,470円   | 680円     | 780円   | 2,680円   | 1,820円   | 960円    |
| 30～34歳 | 1,740円            | 1,200円  | 850円     | 610円    | 2,350円    | 2,470円   | 1,570円   | 1,690円   | 780円     | 900円   | 3,040円   | 2,060円   | 1,090円  |
| 35～39歳 | 1,820円            | 1,270円  | 1,180円   | 850円    | 2,660円    | 2,830円   | 1,780円   | 1,950円   | 890円     | 1,060円 | 3,490円   | 2,400円   | 1,270円  |
| 40～44歳 | 2,140円            | 1,520円  | 1,710円   | 1,230円  | 3,310円    | 3,580円   | 2,210円   | 2,480円   | 1,100円   | 1,370円 | 4,430円   | 3,040円   | 1,650円  |
| 45～49歳 | 2,640円            | 1,900円  | 2,420円   | 1,740円  | 4,220円    | 4,640円   | 2,800円   | 3,220円   | 1,400円   | 1,820円 | 5,760円   | 3,970円   | 2,190円  |
| 50～54歳 | 3,300円            | 2,400円  | 3,750円   | 2,710円  | 5,810円    | 6,430円   | 3,870円   | 4,490円   | 1,930円   | 2,550円 | 8,020円   | 5,550円   | 3,090円  |
| 55～59歳 | 4,350円            | 3,240円  | 5,840円   | 4,230円  | 8,170円    | 9,180円   | 5,450円   | 6,460円   | 2,720円   | 3,730円 | 11,270円  | 7,850円   | 4,430円  |
| 60～64歳 | 6,170円            | 4,630円  | 8,530円   | 6,200円  | 11,640円   | 13,170円  | 7,770円   | 9,300円   | 3,880円   | 5,410円 | 16,000円  | 11,200円  | 6,360円  |
| 65～69歳 | *8,800円           | *6,670円 | *11,620円 | *8,550円 | *15,600円  | *18,010円 | *10,400円 | *12,810円 | 5,190円   | 7,600円 | *21,990円 | *15,460円 | *8,930円 |
| 70～74歳 | —                 | —       | —        | —       | —         | —        | —        | —        | *6,820円  | —      | —        | —        | —       |
| 75～79歳 | —                 | —       | —        | —       | —         | —        | —        | —        | *8,820円  | —      | —        | —        | —       |
| 80～84歳 | —                 | —       | —        | —       | —         | —        | —        | —        | *9,860円  | —      | —        | —        | —       |
| 85～89歳 | —                 | —       | —        | —       | —         | —        | —        | —        | *11,340円 | —      | —        | —        | —       |

\*部分の掛金はご継続時の掛金であり、新規のご加入はできません。

ぴったりのプランを選んで、ご加入ください。

ご加入できる方

どのプランでも、組合員・組合員と生計を一にする親族・従業員の方がご加入できます。

ご加入できる年齢

新規加入は満6歳から満69歳まで、ご継続は満89歳までです。

共済期間

毎年8月1日午後4時から翌年8月1日午後4時まで1年間。以降自動更新継続とします。

共済掛金の払込み

各契約者指定の金融機関口座(1口座)から、まとめて毎月の自動振替とします。振替日は毎月27日(金融機関休業日の場合は翌営業日)です。

申込締切日・中途加入

毎年所定の申込スケジュールが設定されています。中途加入についても所定のスケジュールでご加入できます。取扱代理所、取扱組合または当連合会にご照会ください。

3つのプランの保障内容と保障額について

| 共済金の種類 | 保障内容                                                                                         | 3つのプランのタイプ別保障額     |                   |                     |                     |                     |                     |                    |                     |                     |                    |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|-------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------|---------------------|---------------------|--------------------|
|        |                                                                                              | ミニ医療共済             |                   | がん共済                |                     | しっかり医療ガード           |                     |                    |                     |                     |                    |
|        |                                                                                              | MAタイプ              | MBタイプ             | GAタイプ               | GBタイプ               | Aタイプ                | Bタイプ                | Cタイプ               | Dタイプ                | Eタイプ                | Fタイプ               |
| 医療     |  傷害・疾病入院  | 1日あたり<br>6,000円    | 1日あたり<br>4,000円   | —                   | —                   | 1日あたり<br>6,000円     | 1日あたり<br>4,000円     | 1日あたり<br>2,000円    | 1日あたり<br>6,000円     | 1日あたり<br>4,000円     | 1日あたり<br>2,000円    |
|        |  傷害・疾病手術  | 1回あたり<br>6・12・24万円 | 1回あたり<br>4・8・16万円 | —                   | —                   | 1回あたり<br>6・12・24万円  | 1回あたり<br>4・8・16万円   | 1回あたり<br>2・4・8万円   | 1回あたり<br>6・12・24万円  | 1回あたり<br>4・8・16万円   | 1回あたり<br>2・4・8万円   |
| 特約     |  重度入院一時金  | —                  | —                 | —                   | —                   | —                   | —                   | —                  | 60万円                | 40万円                | 20万円               |
|        |  退院後療養    | —                  | —                 | —                   | —                   | —                   | —                   | —                  | 6万円                 | 4万円                 | 2万円                |
| がん     |  がん診断     | —                  | —                 | 180万円               | 120万円               | 180万円               | 120万円               | 60万円               | 180万円               | 120万円               | 60万円               |
|        |  がん入院     | —                  | —                 | 1日あたり<br>18,000円    | 1日あたり<br>12,000円    | 1日あたり<br>18,000円    | 1日あたり<br>12,000円    | 1日あたり<br>6,000円    | 1日あたり<br>18,000円    | 1日あたり<br>12,000円    | 1日あたり<br>6,000円    |
|        |  がん手術     | —                  | —                 | 1回あたり<br>18・36・72万円 | 1回あたり<br>12・24・48万円 | 1回あたり<br>18・36・72万円 | 1回あたり<br>12・24・48万円 | 1回あたり<br>6・12・24万円 | 1回あたり<br>18・36・72万円 | 1回あたり<br>12・24・48万円 | 1回あたり<br>6・12・24万円 |
|        |  がん退院後療養 | —                  | —                 | 18万円                | 12万円                | 18万円                | 12万円                | 6万円                | 18万円                | 12万円                | 6万円                |
|        |  がん通院   | —                  | —                 | 1日あたり<br>9,000円     | 1日あたり<br>6,000円     | 1日あたり<br>9,000円     | 1日あたり<br>6,000円     | 1日あたり<br>3,000円    | 1日あたり<br>9,000円     | 1日あたり<br>6,000円     | 1日あたり<br>3,000円    |
| 特約     |  がん特定手術 | —                  | —                 | —                   | —                   | —                   | —                   | —                  | 90万円                | 60万円                | 30万円               |
| 特約     |  葬祭費用   | 200万円              | 200万円             | 200万円               | 200万円               | オプション<br>200万円      | オプション<br>200万円      | オプション<br>200万円     | 200万円               | 200万円               | 200万円              |

ご契約に際してあらかじめご理解いただきたいこと

- ご加入はA～F、MA、MB、GA、GBの中から1タイプのみとさせていただきます。
- ① 共済期間中のタイプ変更はできません。
  - ② ご継続時にはスケジュールに沿ってタイプ変更はできますが、改めて告知書をご提出いただく場合があります。
  - ③ 告知内容によってはご加入できないこともあります。
  - ④ 加入年齢によってはご加入できるタイプに制限があります。
  - ⑤ ご継続時に前年度契約で共済金のお支払いがあった場合には、お引受けの一部制限またはご継続できない場合があります。
  - ⑥ ご加入手続き、共済金のお支払い等一連の事務手続きは、取扱代理所または取扱組合を通じて当連合会あてにお願いします。

ご契約の際のご注意

- (1)告知義務
- (ご契約時に取扱組合に重要な事項を申し出いただく義務)
- 共済契約者には共済契約の締結に際し、取扱組合が重要な事項として告知を求めた事項(以下「告知事項」という)にご回答いただく義務(告知義務)があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合すでに発生している事故について、共済金をお支払いできないことがあります。この共済では申込書等に★印が付された項目が告知事項となりますので、ご注意ください。

- (2)共済契約の無効
- 共済契約者が共済金を不法に取得する目的、または第三者に不法に共済金を取得させる目的をもって共済契約を締結した場合は、ご契約は無効となります。
- (3)共済掛金領収前に生じた事故
- 共済掛金口座振替特約などの特定の特約を付帯したご契約の場合を除き、共済期間(共済のご契約期間)が始まった後でも、共済掛金を領収する前に生じた事故については、共済金をお支払いできませんのでご注意ください。

ご契約後のご注意

- (1)通知義務
- (ご契約後にご契約内容に変更が生じた場合、取扱代理所または取扱組合に連絡していただく義務)
- 共済契約者には、共済契約の締結後に告知事項のうち一部の事項に変更が生じた場合、遅滞なくご通知いただく義務(通知義務)があります。変更が生じた場合には、ただちに取扱代理所または取扱組合にご通知ください。ご通知がない場合、変更後に生じた事故によるけがについては、共済金が削減されることがあります。この共済では申込書等に☆印が付された項目がご通知いただく事項(通知事項)となりますので、ご注意ください。
- (2)共済金受取人の指定
- ご契約後、共済金受取人を変更する(新たに指定する場合を含む)場合は、取扱代理所または取扱組合までご連絡ください。この場合は必ず被共済者の同意が必要です。

中小企業の安心！医療総合保障共済のお問い合わせ・お申し込みは、裏表紙をご覧ください



# 医療総合保障共済の保障内容

| 共済金の種類 |           | 共済金をお支払いする場合                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | お支払い額                                                                                                 |
|--------|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 医療共済   | a 傷害入院    | 共済期間中に傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、その治療を直接の目的として病院または診療所に入院したとき                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 傷害入院共済金日額×入院日数<br>*1回の入院支払限度日数は365日<br>*70歳以上の方の通算支払限度日数は730日                                         |
|        | b 傷害手術    | 共済期間中に傷害を被り、その治療を直接の目的として病院または診療所で所定の手術を受けたとき*手術の種類によっては、回数の制限があります。*所定の手術とは、約款に定める①皮膚・乳房②筋骨③呼吸器・胸部④循環器・脾⑤消化器⑥尿・性器⑦内分泌器⑧神経⑨感覚器・視器⑩感覚器・聴器⑪悪性新生物(がん)における手術のほか、約款に定める①～⑪以外の手術および新生物根治放射線照射をいいます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 傷害入院共済金日額×給付倍率(手術の種類により10倍・20倍・40倍のいずれか)<br>*時期を同じくして2種類以上の傷害手術を受けた場合には、倍率の高いいずれか1種類の手術についてのみお支払いします。 |
|        | c 疾病入院    | 共済期間中に疾病を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、その治療を直接の目的として病院または診療所に入院したとき                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 疾病入院共済金日額×入院日数<br>*1回の入院支払限度日数は365日<br>*通算支払限度日数は730日                                                 |
|        | d 疾病手術    | 共済期間中に疾病を被り、その治療を直接の目的として病院または診療所で所定の手術を受けたとき*手術の種類によっては、回数の制限があります。*所定の手術とは、約款に定める①皮膚・乳房②筋骨③呼吸器・胸部④循環器・脾⑤消化器⑥尿・性器⑦内分泌器⑧神経⑨感覚器・視器⑩感覚器・聴器⑪悪性新生物(がん)における手術のほか、約款に定める①～⑪以外の手術および新生物根治放射線照射をいいます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 疾病入院共済金日額×給付倍率(手術の種類により10倍・20倍・40倍のいずれか)<br>*時期を同じくして2種類以上の疾病手術を受けた場合には、倍率の高いいずれか1種類の手術についてのみお支払いします。 |
| 主契約    | e がん診断    | 共済期間中に次のいずれかの状態に該当したとき①この契約が継続契約の場合において、初年度契約から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの共済期間中に初めてがんが診断確定されたとき(病理組織学的所見によるものとします。)*②共済期間中にすでに診断確定されたがん(原発がん)を治療したことにより、がんが認められない状態となり、その後初めてがんが再発または転移したと診断確定されたとき③原発がんとは関係なく、がんが新たに生じたと診断確定されたとき*共済金の支払いは、同一被共済者について共済期間を通じて1回に限り、最終の診断確定日からその日を含めて1年以内は、共済金をお支払いできません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | がん診断共済金額<br>(A・DまたはGAタイプ180万円、B・EまたはGBタイプ120万円、CまたはFタイプ60万円)                                          |
|        | f がん入院    | 共済期間中にがんが診断確定され、そのがんを直接の原因として、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、そのがんの治療を直接の目的として病院または診療所に入院したとき                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | がん入院共済金日額×入院日数                                                                                        |
|        | g がん手術    | 共済期間中にがんが診断確定され、そのがんの治療を直接の目的として病院または診療所で所定の手術を受けたとき*手術の種類によっては、回数の制限があります。*所定の手術とは①悪性新生物根治手術②悪性新生物温熱療法③ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる悪性新生物手術④その他の悪性新生物手術⑤悪性新生物根治放射線照射をいいます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | がん入院共済金日額×給付倍率(手術の種類により10倍・20倍・40倍のいずれか)<br>*時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合には、倍率の高いいずれか1種類の手術についてのみお支払いします。   |
|        | h がん退院後療養 | 共済期間中にがんが診断確定され、そのがんを直接の原因として、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、そのがんの治療を直接の目的として病院または診療所に継続して20日以上入院した後、生存して退院したとき(ただし、その入院の退院日からその日を含めて30日以内に開始した20日以上継続した入院については、がん退院後療養共済金をお支払いできません。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | がん退院後療養共済金額<br>(A・DまたはGAタイプ18万円、B・EまたはGBタイプ12万円、CまたはFタイプ6万円)                                          |
|        | i がん通院    | 共済期間中にがんが診断確定され、そのがんを直接の原因として、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、そのがんの治療を直接の目的として病院または診療所に継続してがん入院共済金が支払われる20日以上入院をした場合、入院開始日の前日からその日を含めて遡及して60日以内または退院日(の翌日)から(その日を含めて)180日以内の期間に入院の原因となったがんの治療を受けることを直接の目的として通院したとき                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | がん通院共済金日額×通院日数<br>*1回の通院支払限度日数は45日                                                                    |
| 特約     | j 重度入院一時金 | 共済期間中に傷害または疾病を被り、その直接の結果として次のいずれかの所定の状態に該当したとき①悪性新生物(がん)②急性心筋梗塞③脳卒中④脳挫傷⑤脊髄損傷⑥内臓損傷*①は共済期間中に悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、②および③は共済期間中に急性心筋梗塞または脳卒中を発病し、所定の状態にあることが医師により診断され、その治療を直接の目的として入院を開始したとき、④から⑥は共済期間中に傷害事故を原因とした脳挫傷または脊髄損傷あるいは内臓損傷と医師により診断され、その治療を直接の目的として事故が発生した日からその日を含めて180日以内に入院を開始したとき*以下のいずれかの場合は共済金をお支払いできません。(1)初年度加入時の共済期間(ご契約期間)の初日からその日を含めて90日(待機期間)を経過した日までにがんが診断確定された場合(2)入院の原因になった身体障害を被った時が初年度契約の共済期間の開始日より前である場合*同一事故により複数の共済金支払事由に該当した場合は、いずれか1つの共済金のみとし、重複して共済金をお支払いできません。*いずれか1つの共済金を支払った場合には、同一共済期間中に他の状態に該当したときでも共済金はお支払いできません。*共済金支払事由に該当した日からその日を含めて1年以内は、同一の共済金支払事由に該当しても共済金はお支払いできません。 | 重度入院一時金額<br>(Dタイプ60万円、Eタイプ40万円、Fタイプ20万円)                                                              |
|        | k 退院後療養   | 共済期間中に傷害または疾病を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、その治療を直接の目的として病院または診療所に継続して20日以上入院した後、生存して退院したとき                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 退院後療養共済金額<br>(Dタイプ6万円、Eタイプ4万円、Fタイプ2万円)                                                                |
|        | l 葬祭費用    | 共済期間中に傷害または疾病を被り、その直接の結果として死亡し、親族が葬祭費用を負担したとき                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 葬祭費用共済金額(200万円)を限度とするその実費<br>*満69歳までの方が対象となります。                                                       |
|        | m がん特定手術  | 共済期間中にがんが診断確定され、そのがんの治療を直接の目的として病院または診療所で特定の手術を受けたとき*特定の手術とは①胃全摘除術②肝臓全摘除術③食道全摘除術④胆嚢全摘除術⑤膀胱全摘除術⑥人工肛門造設術⑦喉頭全摘除術(発声機能の喪失を伴うものに限る)⑧四肢切断術(手指・足指を除く)をいいます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | がん特定手術共済金額<br>(Dタイプ90万円、Eタイプ60万円、Fタイプ30万円)<br>*時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみお支払いします。      |

- 新規ご加入の場合、がん共済および医療共済の特約である「重度入院一時金」のがん保障では、共済期間の初日からその日を含めて90日間の待機(無責)期間を設定します。
- この共済は葬祭費用共済金を除き、死亡に関する保障はありません。
- 医療共済では、新規ご加入時に既ににかかっているけがや病気については共済金をお支払いできません。また、がん共済および医療共済の特約である「重度入院一時金」のがん保障では、初年度加入時の共済期間(ご契約期間)の初日からその日を含めて90日(待機期間)を経過した日までにがんが診断確定された場合は共済金をお支払いできません。

## 共済金をお支払いできない主な理由(医療共済 および がん共済における葬祭費用の場合:上記表中 a・b・c・d・j・k・l)

- 以下の事由により身体障害を被った場合
  - ①共済契約者または被共済者の故意または重大な過失②共済金を受け取るべき者の故意または重大な過失③喧嘩や自殺、犯罪行為を行うこと④麻薬、大麻、覚せい剤、あへん、シンナー等の使用⑤戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事象または暴動⑥核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性、またはこれらの特性による事故⑦前記⑤⑥に随伴して生じた事故、またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- 以下の事由による傷害
  - ①無免許運転、酒酔い運転中に生じた事故②地震、噴火もしくはこれらによる津波によって被った傷害、またはこれらの事由に随伴して生じた事故もしくはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故③刑の執行④精神障害を原因とする事故
  - アルコール依存など薬物依存による入院
  - むちうち症、腰痛などで医学的他覚所見のないもの

\*1～4以外にも共済金をお支払いできない場合がありますので「約款」をご覧ください。

- このパンフレットは、医療総合保障共済の概要を説明したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」(契約概要:保障内容、主な免責事項等を記載、注意喚起情報:特にご契約者およびご利用者にとって利益・不利益になる事項等を記載)をよくお読みください。
- ご加入にあたり、組合員資格についてご確認させていただきます。ご不明な点等がある場合には、取扱代理所または取扱組合までお問い合わせください。

## お問い合わせ・お申し込みは—

全日本火災共済協同組合連合会

〒103-0007 東京都中央区日本橋浜町 2-11-2

2014年10月変更